

# 全国自治体病院協議会 「災害時医療機関相互支援」実施要領

公益社団法人 全国自治体病院協議会（以下「全自病協」という）で実施する災害時における医療機関相互支援に関して、以下のとおり実施要領を定める。

## 1. 趣旨・目的

地震・津波・台風等による災害発生時並びに新興感染症等の感染拡大時において、被災した会員病院等のみでは、十分に患者の身体・生命の安全確保・応急措置等に対応できない場合に、全国自治体病院協議会災害時医療機関相互支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という）に加入した病院から被災病院等（診療所等を含む。以下「被災病院」という）に対する支援を行うことを目的とする。なお、本ネットワークへの加入は、支援を強制するものではない。

## 2. 組織

- (1) 以下の組織構成とする。
  - a. 公益社団法人 全国自治体病院協議会
  - b. 8ブロック会議  
(北海道、東北、関東、北陸・信越、近畿・東海、中国、四国、九州)
  - c. 都道府県支部
- (2) 上記構成のうち、ブロック会議、都道府県支部には、それぞれ統括責任者を配置する。
- (3) 統括責任者は、基本的に支部長病院とするが、支部長病院が本ネットワークに未加入などの場合、支部長の責務を担う病院を全自病協事務局と加入病院との間で協議し決定する。
- (4) 全自病協事務局が、被災し機能し得ない状態となった場合は、本ネットワークの本部機能を別紙のとおり移設する。

## 3. 支援対象施設（被災病院）

- (1) 全自病協に加入する全会員病院（正会員）並びに全会員診療所等（準会員）とする。
- (2) 会員外施設（民間を含む他医療機関等）からの要請については、その都度、対応を協議する。

## 4. 支援基準・支援地域

- (1) 支援基準：被災病院からの要請及び以下の基準により判断する。

全国的支援体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国的に災害を被った場合</li><li>・当該地域内及び隣接地域の支援だけでは不十分な場合</li><li>・1地域以上又は大都市が災害を被った場合</li><li>・その他上記に準ずる場合</li></ul>
地域的支援体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・近隣地域から、迅速かつ十分な支援が受けられる場合</li><li>・当該地域内だけで十分な支援が可能となる場合</li><li>・その他、地域において完結できる場合</li></ul>

- (2) 支援地域：被災病院の当該又は隣接ブロックを中心に被災状況により判断する。

## 5. 支援時期・期間

災害発生直後の超急性期を除く、急性期段階から中長期段階に至るまでの期間。

なお、各支援終了時期は当該支援病院の各々の判断による。

## 6. 支援内容

- (1) 医療器材、医薬品類、食料その他応急物資の支援。
- (2) 医師、看護師等医療関係業務（精神科領域を含む）従事者の派遣。
- (3) 患者の受け入れ支援。
- (4) その他、特に被災病院から要請のあった事項。

## 7. 役割分担

災害発生時における被災病院と支援病院の役割は以下の表のとおり行う。

被災病院	支援病院
<ul style="list-style-type: none"><li>・被害状況等の確認</li><li>・必要支援（物資、人的等）の確定</li><li>・被災状況の報告と支援要請</li><li>・周辺状況（輸送ルート）の確認と連絡</li><li>・支援内容の院内調整</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要な支援の内容確認と確保・調整</li><li>・物資調達と輸送ルートの調整</li><li>・人的支援の派遣</li><li>・物的支援の輸送（発送）</li><li>・人的・物的支援の実績報告（支部等）</li></ul>

## 8. 支援の手順（別図参照）

災害発生時における支援は以下の要領により実施する。

### (1) 初動対応

#### a. 被災病院

被災病院は、被災状況、物的及び人的不足状況等について、全自病協事務局等に連絡する。

#### b. 全自病協事務局

①当該地域の都道府県支部長に連絡・確認を行い、被害状況及び必要支援等情報の共有を図る。

②必要に応じ、支援基準に基づき、他の地域の都道府県支部長に対して、支援の要請を行う。

#### c. 被災地域の都道府県支部長\*

①被災病院と調整の上、支援基準に応じて支援体制を決定する。決定した支援体制は、被災病院、支援可能な病院及び全自病協事務局に連絡する。

②都道府県支部長の病院が被災した場合、支部内の対応可能な病院が代行する。また支部内で対応が不可能な場合は、隣接地域・支部の病院が代行する。

#### d. 支援病院

支援の要請を受けた病院は、支援内容を検討し、可能な限り物資の調達及び派遣要員の調整等を行い、支援を実施する。

### (2) 可能な支援の把握と報告

#### a. 都道府県支部長\*

①支援を必要とする病院等の把握と必要支援内容を確認し調整する。

- ②各支援病院へ要請する。
- ③全自病協事務局に全体の状況を報告する。

b. 支援病院

- ①要請された支援内容について、実行可能な内容を都道府県支部長に連絡する。
- ②都道府県支部長からの支援の要請により支援を実施する。
- ③都道府県支部長へ支援実績を報告する。

c. 全自病協事務局

都道府県支部長から、随時支援の状況・情報を受け、国等への状況報告、情報提供を行う。

※都道府県支部長が本ネットワークに未加入などの場合、都道府県支部長の責務を担う病院を全自病協事務局と加入病院の間で協議し決定する。

## 9. 自治体との連携

- (1) 被災病院は、災害発生時における病院間での相互支援について、地元自治体及び災害対策本部に報告する。
- (2) 被災病院は、地元自治体の災害対策本部と連携し、支援に対する調整を図る。

## 10. 経費の負担

支援に要する経費の負担については、支援終了後に支援病院と被災病院で協議のうえ決定する。

## 11. 公務災害・保険の適用

支援中における負傷（被災を含む）については、公務災害とするため、支援病院においては、支援が公務の扱いとなるよう事前に首長等の承諾を得る。

この他、支援中の負傷（被災を含む）に対する傷害保険の加入も検討できる。

## 12. 平時での連携及び準備

加入病院は、支援の実効性を高めるため、日頃より全自病協事務局とともに病院間及び地域間の連携を強めるとともに、被災時の備えとして支援活動に向けた交通状況等の把握に努める。

## § 災害発生時の支援体制 (初動対応)

